

固定資産税（都市計画税）

国等が道路等の敷地の用に供するために取得した固定資産に係る固定資産税等の減免に関する要綱

（昭和62年7月31日）

沿革

平成8年6月20日 平成16年4月1日 平成24年4月1日

国等が、西宮市内において土地等を取得した場合における当該土地等の元の所有者に係る固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）についての減免に関しては、従来西宮市内連続立体交差事業（阪神間都市計画都市高速鉄道事業及び阪神間都市計画道路事業。以下「阪神高架事業」という。）及び一部県道拡幅工事に於いて、西宮市が経費の一部を支出する事業であることにかんがみ、これら事業のために必要となる固定資産に限って実施してきたところである。

しかしながら、今後西宮市内において都市計画事業等に伴うものを含めて、道路の拡幅、改修、新設等の工事が数多く予想されるところであるが、道路のこれらの工事は市民の生活道路の整備につながるものであり、また幹線道路の整備は生活道路の車両通行量を減じ、歩道あるいは交通安全設備の整備と相俟って、西宮市民の日常生活における利便を増進させ、同時に老人、児童、園児等を初めとする市民の交通安全の向上に大きく寄与すること等の側面があることに注目し、兵庫県西宮土木事務所からの減免依頼があったことも考慮し、国等が西宮市内における道路の拡幅、改修、新設等の工事のために取得した固定資産について、西宮市市税条例施行規則（以下「施行規則」という。）第17条第5項第5号の「市長がとくに認める固定資産」に該当するものとして、つぎの基準により減免することとする。

（対象となる固定資産の範囲）

- 1 この通知による減免の対象となる固定資産の範囲は、国、兵庫県、兵庫県土地開発公社及び兵庫県道路公社（以下「国等」という。）が、阪神高架事業並びに道路の拡幅、改修、新設及びこれら工事に伴う交通安全施設の整備のために直接使用する目的で西宮市内において取得した土地（国道43号線の広域防災帯の整備のために国等が取得し、道路区域として編入され、環境防災緑地として使用される土地を含む。）並びに当該土地を取得するために、国等が当該土地上に所在した家屋を取得した場合若しくは取りこわし又は除去することを条件として損失補償をした場合における当該家屋とする。
- 2 一筆又は二筆以上の土地で一体として使用している（以下「一かまえ」という。）土地の内、前項の用途に供する部分が一部であるにもかかわらず、当該一筆又は一かまへの土地のすべてを国等が取得した場合において、国等が当該用途に供する部分に限って取得しようとする、残地部分の面積が狭小となるため使用できない等の理由によって、

その必要な部分の取得も著しく困難になると認められる場合には、当該一筆又は一かまへの土地のすべてを減免の対象となる固定資産に含めることができる。

(申請書の添付書類)

- 3 この通知による減免の申請をする者は、当該固定資産が第1項に該当することを証するため、次の各号に掲げる資料の内必要なものを添付するものとする。なお、資産税課長は添付書類又は独自の調査等によって、当該固定資産が道路等第1項に規定する用途に供されることが確実であるとの心証を得ることができるまで、減免を許可してはならない。

(1) 当該固定資産の用途が、都市計画法その他の法律による事業計画等によって決定された場合は、そのことを証明する資料

(2) 当該固定資産の用途が、官署における計画段階であるときは、事業の実施について権限のある官署の証明又は副申書等

(3) その他の資料

(減免率等)

- 4 この通知による減免の減免率は10割とし、対象となる納税義務者、減免申請、減免適用期別、減免額の計算方法その他については、市が取得した固定資産の減免の例による。

(実施時期)

- 5 この通知による減免は、昭和62年度以降の年度分の固定資産税について適用する。

付 則(平成8年6月20日)

この要綱は、平成8年4月1日より実施し、平成8年度分の固定資産税及び都市計画税から適用する。

付 則(平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。